

令和5年4月3日

各位

備後信用組合

**融資の期限前全額繰上げ返済手数料にかかる消費税の  
ご返還のお知らせとお詫び**

今般、当組合が取扱いしております融資の期限前全額繰上げ返済手数料のうち、返済金額に一定の比率を乗じて徴求するものについては消費税が不課税であることが判明しました。

当組合は令和5年2月9日より、この繰上げ返済に際し、消費税をお支払いいただかないことにいたしました。

なお、従来、この繰上げ返済の際にお客様からお預かりし国に納付しておりました消費税額は、お預かりしていた期間の法定利息（年5%）を加算し、返還させていただくことにいたしました。

対象となりますお客様には個別にご連絡の上、返還手続きを実施いたします。この度は、お客様にご迷惑お掛けいたしましたことを心よりお詫び申し上げます。

記

1. 対象となるお客様

2016年（平成28年）4月11日～2023年（令和5年）2月8日の間にご融資を受け、当該融資の全額を繰上げ返済し、返済額に一定の比率を乗じた返済手数料にかかる消費税をお支払いされたお客様

※なお、一定の比率を乗じない、定額の手数料につきましては消費税の課税対象となりますので、今般の消費税分の返還対象ではございません。

2. お客様への対応

上記の返還対象となるお客様に対しまして、個別に文書でお知らせさせていただいたうえで、速やかに ご返還手続きを実施致します。

**【本件に対するお問い合わせ先】**

備後信用組合 総務部

084-922-6556

月～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00

以 上